

## 経営者保証ガイドラインにおける固有債権の取扱い



庄崎 裕太

Yuta Shozaki

PROFILEはこちら

## 1 はじめに

会社について債権放棄を伴う私的整理や法的整理を行う際、経営者の保証債務については経営者保証ガイドライン（以下「GL」）を利用した保証債務整理を検討するところ、保証人である経営者が金融機関の個人ローンやクレジットカードローン等の個人借入を行っていたという場合があります。本稿では、保証人個人の借入に関するGL上の取扱いをご説明いたします<sup>1</sup>。

## 2 固有債権者のGL上の取扱い

GLにおける対象債権者とは、「中小企業に対する金融債権を有する金融機関等であって、現に経営者に対して保証債権を有するもの」と定められており、具体的には、金融機関、信用保証協会、サービスサー等を指します（GL1、GLQ1-1）。固有債権者は、本来的な対象債権者ではありません。

しかし、GLでは固有債権についても債務整理の対象にすることを禁止しておらず、「弁済計画の履行に重大な影響を及ぼす恐れのある債権者については、対象債権者に含めることができる」（GL7(3)④ロ）とされています<sup>2</sup>。すなわち、固有債権者の同意があれば、固有債権を含めて債務整理を行うことができます。

## 3 固有債権者との協議

「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」（以下「基本的考え方」）7.では、支援専門家（代理人）の対応として、「保証人に固有債務が存在し、保証人の弁済計画の履行に重大な影響を及ぼすおそれがある場合、①保証人の固有債務が過大で、保証人の弁済計画の履行に重大な影響を及ぼすおそれのある固有債権者については、対象債権者に含めることができることを踏まえ、対象債権者の範囲を検討する。②保証人に、基準日以降に発生する収入が見込まれる場合には、事案に応じ、当該収入を固有債務に対する返済原資とした個別和解を検討する。」とされています。

そのため、保証人が弁済計画の履行に重大な影響を及ぼすおそれのある過大な固有債務を負う場合は、GLに基づく保証債務整理手続を開始した際に、固有債権者にGLの対象債権者に含めることの同意を得るために協議を行うことが考えられます。また、かかる協議においては、基本的考え方4.(2)にて、固有債権者は「債務整理に関する協議を求められた場合、GLの趣旨を考慮しつつ、誠実に対応することが望ましい」とされていますので、かかる記載をもって固有債権者に理解を求めることが考えられます<sup>3</sup>。なお、貸金業協会に登録している貸金業者との協議の際には、GLを遵守すること等が規定されている自主規制基本規則も参照します。

1:当該借入を「固有債務」、固有債務に係る債権を「固有債権」、固有債権を有する者を「固有債権者」といいます。固有債務は、ほかにも住宅ローンが想定されますが、住宅ローンについては本稿の対象外です。

2:中小企業活性化協議会等の支援による経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務の整理手順（基本要領別冊4）Q&A（以下「整理手順Q&A」）17参照

3:基本的考え方は中小企業の廃業時に焦点を当てたものですが、固有債権についての考え方は再生型私的整理の局面にも同様に当てはまるものと考えられます。

#### 4 固有債権者をGLの対象債権者に含める場合

固有債権者との協議の結果、固有債権者がGLに基づく債務整理に同意した場合、固有債権者に対しても保証人の資産の換価代金を配分します。

GLの弁済計画における経済合理性や残存資産の範囲を画する「回収見込額の増加額」については、主たる債務と保証債務を一体として判断するとされていますが(GL7(3)③、GLQ&A7-13、GLQ&A7-16)、固有債権者との関係では、主たる債務の回収見込額が増えることを考慮できないため、保証人単体での経済合理性等を判断することとなります。そのため、インセンティブ資産を残存資産とするGLの弁済計画を策定する場合は、固有債権者との関係で経済合理性を充足させるために、固有債権者にはインセンティブ資産から一定額を弁済する等の調整弁済を行う必要が生じる場合があります<sup>4</sup>。

#### 5 固有債権者をGLの対象債権者に含めることができない場合

固有債権者との協議の結果、固有債権者がGLに基づく債務整理に同意しない場合、固有債権者を除いてGLに基づく弁済計画を成立させた上で、①個別和解により、固有債権者に当該弁済計画と同一の弁済率で弁済し残額の放棄を受ける方法、②個別和解により、個別債権者に当該弁済計画を

上回る弁済率で弁済し残額につき債権放棄を受ける方法、③固有債権者には分割弁済等により全額弁済する方法等を検討することとなります。いずれの方法も難しい場合は、GLによる保証債務整理は困難と考えられます。

このとき、固有債権者を除外して弁済計画を策定し弁済することが、固有債権者との関係で偏頗的な弁済となるおそれや、当該債権者が残存することにより弁済計画の履行が困難となるおそれがないことに留意する必要があります(整理手順Q&A16)。例えば、保証人の全資産を換価して全換価代金を保証債務の弁済に充て、固有債務に対しては弁済を行わず将来収益からの弁済も見込まれないという事態は避ける必要があります。

また、①～③等の方法を検討する場合は、固有債権者に対する弁済原資を、GLに基づき算定された弁済原資とするか、保証人の残存資産・新得財産とするかという論点があります。なお、②及び③について、固有債権者をGL手続に取り込みず、保証債権者と異なる弁済率で弁済することや全額弁済することは許容されています<sup>5</sup>。

#### 6 最後に

以上のように、固有債権が存在する場合でもGLを利用した保証債務整理が可能なケースはありますので、本稿がその検討の一助となれば幸いです。

4:インセンティブ資産を残存資産としない場合は、当該論点は想定されません。また、対象債権者と固有債権者との間で弁済率に差を設けることは許容されると考えられています(小林信明=中井康之編『経営者保証ガイドラインの実務と課題[第2版]』(商事法務、2021年)134頁)

5:小林=中井・前掲注4・131頁。なお、主債務者法人異時廃止事案の場合でも、GL単独型に係る保証人弁済計画でGL上の経済合理性が充たされる限りは、①～③の方法を取ることは正当化されると考えられます。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】